

令和2年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会
定例会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

令和2年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

令和2年2月19日（水曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第5号から議案第11号を一括上程
(提案理由の説明)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第5号 南会津地方環境衛生組合債権管理条例
- 日程第6 議案第6号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 南会津地方環境衛生組合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 南会津地方環境衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 南会津地方環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 令和2年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----|-----------|-----|
| 1番 | 大 桃 英 樹 | 議 員 | 2番 | 湯 田 健 二 | 議 員 |
| 3番 | 齋 藤 邦 夫 | 議 員 | 4番 | 五 十 嵐 芳 道 | 議 員 |
| 5番 | 室 井 亜 男 | 議 員 | 6番 | 湯 田 芳 博 | 議 員 |
| 7番 | 山 岸 国 夫 | 議 員 | 8番 | 渡 部 訓 正 | 議 員 |
| 9番 | 湯 田 純 朗 | 議 員 | 10番 | 高 野 精 一 | 議 員 |
| 11番 | 室 井 嘉 吉 | 議 員 | 12番 | 鈴 木 征 | 議 員 |
| 13番 | 佐 藤 盛 雄 | 議 員 | | | |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------|
| 大宅宗吉 | 管理者 | 菅家三雄 | 副管理者 |
| 星学 | 副管理者 | 渡部さつき | 会計管理者 |
| 阿久津正治 | 事務局長 | 阿部妙子 | 総務課長 |
| 星邦一 | 環境衛生課長 | 室井順之 | 総務係長兼 財政係長 |
| 大塚晃司 | 総務課主査 | | |

書記

| | |
|------|-------|
| 大塚晃司 | 総務課主査 |
|------|-------|

○佐藤 盛雄議長 皆さん、おはようございます。

開会 午前10時00分

◇

◎開会の宣告

○佐藤 盛雄議長 ただいまから令和2年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会します。

◇

◎開議の宣告

○佐藤 盛雄議長 これから本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○佐藤 盛雄議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等の審議については会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されるよう、ご協力をお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 盛雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条規定によって、8番、渡部訓正君、12番、鈴木征君を指名します。

◎会期の決定について

○佐藤 盛雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。



◎議案第5号から議案第11号まで一括上程

○佐藤 盛雄議長 日程第3、議案第5号から議案第11号まで一括上程いたします。

本案について管理者より提出理由の説明を求めます。

管理者大宅宗吉君。大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 みなさん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合も統合より8年が経過しようとしておりますが、業務運営に関しましては、現在順調に運営がされているところであります。また、地域住民の生活環境の向上のため事業活動が円滑に推進するよう努力してまいり所存でありますので、これからも議員の皆様方からの御指導、御協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、1月臨時会でもご報告いたしました令和元年台風第19号災害で生じた郡山市の生活ごみ処理は昨年12月13日にて終了いたしました。いたしましたが、本年2月3日より須賀川市の生活ごみ処理を、当組合の東部クリーンセンターにおいて、1日約10トン焼却処理しております。須賀川市の生活ごみ処理については、福島県より要請があり令和3年3月31日まで行う予定であります事を議員の皆様方に併せてご報告申し上げます。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案第5号、南会津地方環境衛生組合債権管理条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、本組合が保有する債権について収納対策を講じているところではありますが、滞納繰越金や旧西部環境衛生組合から引継いだ回収困難な債権が残っている現状です。その為、債権の処理基準を明確に定めた南会津町債権管理条例を準用し、本組合でも南会津地方環境衛生組合債権管理条例を新たに制定するものです。

次に、議案第6号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づき、住居手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出について所要の改正を行うものであり、また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第7号、南会津地方環境衛生組合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の分限の手続き及び効果について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号、南会津地方環境衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の懲戒の手続き及び効果について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号、南会津地方環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案も、議案第7号、議案第8号同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の人事行政の運営等の状況の公表について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第10号、令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算、第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,086万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億249万3,000円とさせていただくものであります。

まず歳入でございますが、第2款の使用料及び手数料につきましては、先ほどお話いたしま

した郡山市災害ごみの搬入が終了いたしましたので、新たにごみ処理手数料を2,086万5,000円追加し、6,287万5,000円とし、歳入総額を10億249万3,000円とするものです。

次に、歳出につきましても、郡山市災害ごみ焼却処理に伴う補正でございます。

まず、第3款衛生費のごみ処理費につきましては、委託料で156万4,000円、負担金、補助及び交付金で6万7,000円を追加し、8億3,766万7,000円とするものです。

続きまして第4款の予備費調整で1,923万4,000円を追加、補正後の額を2,686万1,000円とし、歳出総額を10億249万3,000円とするものであります。

次に、議案第11号、令和2年度、南会津地方環境衛生組合理一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額はそれぞれ、10億355万円とし、前年度の当初予算に比較しまして、2,125万円の増であります。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、9億1,256万2,000円で、前年度当初予算に比較して、434万6,000円の増であります。

次に、使用料及び手数料は、6,110万8,000円で、前年度に比較して、17万7,000円の減であります。なお、その主な内容は、斎場使用料で54万7,000円の増額、収集運搬許可手数料で、5万1,000円の増額、し尿処理手数料で42万7,000円の減額、ごみ処理手数料で、34万8,000円の減額となっております。

次に、財産収入は、1万2,000円で財政調整基金の利息分であります。

次に、繰越金につきましては、2,686万1,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、300万7,000円で、歳計現金運用利子を2,000円見込み、雑入では300万5,000円を見込み計上した結果、前年度に比較して、22万3,000円の増であります。

よって、歳入合計は、10億355万円で、前年度に比較して、2,125万円の増であります。

続いて、歳出についての概要を、ご説明申し上げます。まず、議会費につきましては、51万9,000円で前年度に比較して1万2,000円の減であります。

次に、総務費は、7,736万8,000円で、前年度に比較して、472万7,000円の増額となっております。その主な内容といたしましては、郡山市災害ごみの搬入に伴い繰越金の増額による剰余金積立金によるものでございます。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、9億1,566万3,000円で、前年度に比較して、1,653万5,000円の増であります。その主な内容とし

ましては、まず、保健衛生費で387万9,000円の増、清掃費で1,265万6,000円の増額分であり
ます。

次に、予備費は前年同様、1,000万円を計上いたしました。

よって、歳出合計は、10億355万円で、前年度に比較いたしまして、2,125万円の増であり
ます。

なお、構成町の厳しい財政状況ではありますが、令和2年度の当初予算の主な事業といたし
ましては、斎場費で、東部聖苑で建設当時から使用しておりました待合室ロビーの空調設備改
修工事、廊下のガラス遮光フィルム張替えをするものであります。

し尿処理費では、東部衛生センターの硫酸バンドタンク、硫酸バンドタンク、循環ポンプ等
の修繕につきましては、業務に支障をきたすため定期的に修繕をするものであります。

ごみ処理費では、東部クリーンセンターの焼却処理施設のシーケンサ更新工事につきまして
は、平成11年、12年の改造工事から約20年間使用しておりますので、更新するものでありま
す。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議
を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます
す。

よろしく願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 これで提案理由の説明を終わります。



◎一般質問

○佐藤 盛雄議長 日程第4、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、
質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁
を含め、30分に制限することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含め、30分に制限することに決定しました。

質問にあたりましては、議席からの発言で、簡潔、明瞭をお願いいたします。

通告による一般質問の発言を許可します。

それでは6番、湯田芳博君の発言を許します。

湯田芳博君。湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 通告に基づきまして、一般質問をいたします。

はじめに、東部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおける処理量と施設修繕の実態についてであります。

その1つ目、各クリーンセンター、ごみ焼却処理施設における10年前と現在の処理量の推移について、お質しをいたします。

2つ目でございます。各クリーンセンターにおけるごみ焼却処理施設、過去5年間に投入した単年度ごとの修繕経費についてお質しをいたします。

3つ目でございます。各クリーンセンターの将来、設備投資計画案がありましたら教えていただきたいと思っております。

次にSDGsに関する認識と事業運営上の課題についてであります。その1つ目といたしまして、世界的に要請を受けて急速に展開されているSDGsの活動に関して管理者はどのように認識をされているか伺いをいたします。

2つ目、SDGsの中に17項目がありますが、この17項目ある持続可能な開発目標の中で当組合として取り組みを進めるべきものはなにか伺いをいたします。

次に各施設に関わる技術職員の育成と待遇についてであります。その1つ目、環境保全型農業直接支払交付金をこれを拡大する国が有機資源の利用、利活用の促進に期待を寄せております。当組合に勤務する現場職員を先進的に有機資源利活用の技術研修等に参加させ、新たな事業運営に向けた人材を、人材育成を図る考えはあるか伺いをいたします。

2つ目でございます。現在の組織体制の在り方等を検証し、より向上心や達成感が醸成される職場環境にする考えはないか、伺いをいたしたいと思っております。

以上大きく3項目であります。いずれも管理者に答弁を求めるものであります。規定に基づきまして、許される範囲内において、再質問をいたしたいと思っております。

以上です。

○佐藤 盛雄議長 それでは、答弁を求めます。

管理者、湯田芳博君、失礼しました、大宅宗吉君。大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 それでは6番湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、東部クリーンセンターおよび西部クリーンセンターにおける処理量と施設改善の実態に関する1点目ではありますが、各クリーンセンターごみ焼却処理施設における10年前と現在の処理量の推移は。とのお質しではありますが、当組合が統合する前、田島下郷町衛生組合の東部クリーンセンターでは、南会津町東部地区でありますけれども、下郷町と合わせまして、ごみ処理量が7,264トン。西部環境衛生組合の西部クリーンセンターでは、南会津町の西部地区であります。そこと、それから田島、あ、只見町合わせましてごみ処理量が4,216.2トンであります。10年後の現在南会津地方環境衛生組合、東部クリーンセンターでは南会津町東部と下郷町合わせましてごみ処理量が6,551.28トン。西部クリーンセンターでは南会津町西部地区そして只見町合わせましてごみ処理量が3,995.91トン。であります。東部クリーンセンターでは、712.72トンの減。西部クリーンセンターでは220.29トンの減となりましたが、1人当たりのごみ搬出量は以前と変わらず横ばいであります。

次に2点目ではありますが、各クリーンセンターにおけるごみ焼却処理施設、過去5年間に投入した単年度ごとの修繕経費は。とのお質しではありますが、東部クリーンセンターでは平成26年度1億9,538万8,740円となっております。平成27年度が1億8,886万5,399円。それから平成28年度であります。1億5,028万56円。このようになっております。29年度、1億6,203万3,770円あります。平成30年度、1億6,328万4,053円となっております。5年間の合計は8億5,985万2,018円あります。次に西部クリーンセンターでは、平成26年度、1億1,680万8,363円。平成27年度、8,154万1,651円。平成28年度が4,818万8円となっております。平成29年度、5,950万872円となっております。平成30年度、1億74万1,914円となっております。5年間の合計は4億677万2,808円あります。

次に3点目ではありますが、各クリーンセンターの将来設備投資計画案はとのお質しではありますが、長期計画に基づいて機械等の更新は進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次にSDGsに関する認識と事業運営上の課題に関する1点目であります。世界的に要請を受けて急速に展開されるSDGsの活動に対してどのような認識されているかとお質しですが、この活動に関しまして、2015年9月の国連サミットで193ヶ国全会一致で採択され、だれ一人取り残さない持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限と

する17国際目標のもと、国際目標のもと、そのように認識しております。将来にわたって地球環境等、持続可能な自然生活環境に対するその目標と定めたものと、その目標とそのように認識しております。

次に2点目ではありますが、17項目ある持続可能な開発目標の中で当組合として取り組みを進めるべきものは何かとのお質しではありますが、当組合はSDGs、17項目のうち該当する項目もありますが、そのような中で例えば、12の作る責任、使う責任の中でリサイクルの推進、資源ごみの活用等、ごみの減量化等がありますので、一層住民にご理解を促し、そして、17パートナーシップで目標達成できるよう構成町と、構成町とも協議をしていきたい。そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

3、3つ目であります。各施設に携わる技術職員の育成と待遇に関する1点目であります。環境保全型農業直接支払交付金を拡大する国は有機資源の利活用促進に期待を寄せているが、当組合に勤務する現場職員を先進的有機資源利活用の技術研修等に参加させ、新たな事業運営に向けた人材育成を図る考えはないか。とのお質しではありますが、新たな事業運営についての考えは私としては現在のところ持っておりませんが、衛生組合の事業を行うために将来を担う職員の人材育成を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目であります。現在の組織体制の在り方等を検証し、より向上心や達成感が醸成される職場環境にする考えはないかとお質しではありますが、現在の組織体制は平成24年度の組合統合時より事務及び業務を適正かつ能率的に処理するために必要な2課7係となっておりますが、当組合も統合して8年目を迎えた所でもありますので、組織体制につきましてはよく考えまして、また、職員についても現在ふくしま自治研修センターでの研修の参加、資格取得を目指しての各種講習会の受講等を行っております。今後この職員の業務に対する意欲の向上を図り、職場環境を整え、業務運営を円滑に推進するよう考えてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 まずはじめにですね、10年前のいわゆる当組合に関する処理量の変化、あるいは修繕費等についてお訊ねをいたしました。これについて今、数値として示しをいただきましたが、実はあの、これはあの、組合の性質上はですね、やむを得ない部分はあるんですが、当組合の収入の約9割が、90%が分担金、いわゆる負担金でまかなっていると、

これはもう、性質上やむを得ないと判断するしかないかもしれない。しかし一方でですね、SDGs等によって開発目標をですね持続可能な社会として定めながら、今現在置かれているそれぞれの組合が創意工夫を図ると、次世代にきちっと繋いでいくということを真剣に考えないといけない。それで、今お示しをいただいたデータに基づきますと、まあ東部あるいは西部併せてですねあと5年間でいうと、約12億円の修繕費が投入されている。そういう中で収入がですね、分担金と負担金にだけ頼るとするのは今後、この組合がこの状態で持ちこたえられるのかどうか。非常に心配な部分があるわけです。当然分担金ですから、町への財政の影響も非常に高い。こういうことなので、私としては出来れば有機資源が当組合には搬送されるわけですから、その有機資源を活用して収入に変えていくという、こういう取り組みを私はするべきだと思う。もう一度伺います。このことについてお考えをお聞きしたい。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 それではお答えいたします。当組合の設立目的等も鑑みなければなりませんし、で、この色々その課題がある中での、また、先ほどのSDGsの話もありましたけれども、そうした中で私たちが今生きる者として後世に負担をかけないような対応をこれからも考えていかなければならないということは重々それは非常に大事なことだと私は思っています。しかしですね、この衛生組合のその、運営の在り方というものは、やはりそれぞれの今3町でありますけれども、そういう中で、自然環境、そして生活環境それらを含めた中での責任を果たす、ごみ処理、産廃、それからし尿等の、あと火葬もございますけれども、そうした中での業務の運営ということが大きな役割になっております。そういう意味でそれぞれの町村、町で負担するのは私はやむを得ないような、やむを得ないと、そのように考えておりますし、新たな事業をここでやってその収益を上げて、それをこの組合の営業運営に充てるというような方向性は非常にこれはまた別な見解になるかと思えます。

そうした中であれば、なおさらこの構成町との議論も必要ですし、協議もしっかりしていかなければならないと思っています。そうした中で設立の最初の目的である、当面そのようなことをしっかり確実に着実にやるということ。そして衛生組合としての責任を果たすということが私は最重要であると思っていますので、そういう意味で先ほどは新たな事業に取り組むつもりはありませんと答弁いたしました。

まあ色々そういうものにこれからの地球環境とかに興味は当然持たなければならぬと思えますけれども、それらは十分注視しながら、この衛生組合の役割を果たしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解を願いたいと思えます。

○佐藤 盛雄議長 湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 先ほどあの、SDGsについて、当組合が取り組む可能性というか、課題として作る責任、使う責任というお話がありました。まったくその旨については同感であります、一方ですね、これから考えたときに当組合としてはいわゆる産業の技術革新の基盤をどう作っていくかと言うこともあわせて考えないといけない。その中でですね、2030年までに資源の利用公金控除とクリーン技術及び環境に配慮した技術、産業プロセスの導入、拡大、こういったことが具体的に謳われている。こういうことが謳われているということは、国の法制化が今度出てくる、あるいは法制化をすると制度化される。制度化されるということは、義務化がある意味では出てくる。その中で今、管理者からそういう考えは今は無いんだとこういうお話なんです、じゃあ、民間がですねもし、こういった事業に南会津地方に進出するということになった場合、今、当組合に運ばれている有機資源はそちらの方に行く可能性がある。そういうことを考えたことはございますか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 お答えいたします。当組合のその資源ごみと申しますか、活用については今民間の人たちにもこういったことを含めた中で活用いただけてますし、また色んな民間の方の事業としてされてる部分のあるかと思えます。当組合としての役割、今現在のところでは、私はそこまでとは思っていませんが、これらの役割って言うことは当然これからもそのようなことは出てくる可能性はあると思えますが、それはこの衛生組合というよりも、それぞれの関係する部署の中で、あるいは行政も関係するとは思いますが、そういう中でやっぱり処理され、そしてまた連携されるものと私は思っています。ですから、この衛生組合の役割、この中でできることは当然やらなければならないと思えますけれども、基本的にはそのように考えておりますのでご理解を願いたいと思えます。

○佐藤 盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 ええとあの、管理者はですね、実際実務に携わっていないので、多分十分な理解をするという機会が無いのだろう。しかし一方で現場にいる技術者は毎日、日々、色んな調整や色んないわゆるアクシデントを考えながら作業している。そんな中でインターネットもありますし、色々な国の動き、県の動き、あるいはまた民間の技術革新等について情報を見ていると思う。でもそれらをですね、より深くですね、担当者が理解することによって、ボトムアップで管理者に提案をしていく、議会にお諮りをする。そういう流れが、私はあっていいんだと。しかし今のところ、どうもそういう考え方、あるいはそういう仕組みができてい

ないように思います。私の思い込みかもしれない。そこで今までお答えをした関連性で、職員を、技術職員を自治研修センターはもちろんです、それ以外の先進的な今、取り組みをしている政府が。そういうところを機会を作りながら勉強させてほしい。こう思っているのですが、いかがでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。管理者、大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 お答えいたします。まあ、先ほどもお答えいたしました。新しい事業に関しましては、今の状況の中で私としてはそのような事業に、なんて言うんですかね、まあ、人材育成は大事ですよ。そういう中で、新しい事業として外に派遣したりなんなりするということは今のところ考えておりませんと、そのように答弁いたしました。

色々関わる中でそれらの職員が個々感じるものはあるかと思いますが、そうした中で、当組合として今後必要なことである事業に関しましては当組合としても、私としても積極的に、その人材の、その育成、研修を図っていききたいとそのように考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 なかなか話がかみ合いませんので、私としてはですね、たとえその、分野がどうであろうと、確実に時代は変わっていきます。つまり今、私たちが大きくぶち当たっているのが気候変動です。これまで想像もし得ないような時期に、想像もし得ないような災害が起こり、まさか南会津に雪が降らない日がこれほど続くという、こういうことを考えると、出来るだけ早く、私たちが信頼する職員にそういう知識を、技術を身につけさせてあげて、いわゆる働きがいのある職場、やりがいのある生活をどうか、そういう環境を作っていただくことを心から希望して私の質問を終わります。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

管理者、大宅宗吉君。

○大宅 宗吉管理者 お答えいたします。

私としてはしっかり地域住民の期待に応えられる組織であり、そして、その職員の育成は非常に重要なことであります。当然、将来を見越してそれぞれが考え、そしてこの組合の目標を定める。そしてこの事業を進めていくということを非常に大きな責任と役割があるわけでありますので、それにしっかりお応えできるよう組織としても、そして一人一人の職員の意識を高め、人材の育成、そして地域の役割を果たしていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤 盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田 芳博議員 ただ今ご答弁をいただきましたので、心からの期待を申し上げながら、いち議員として見守っていきたいと思いますので、私の質問はこれで終了させていただきます。

○佐藤盛雄議長 以上で6番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告されております一般質問は全て終了いたしました。



◎議案第5号 南会津地方環境衛生組合債権管理条例

○佐藤 盛雄議長 日程第5、議案第5号、南会津地方環境衛生組合債権管理条例についてを議題とします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

8番、渡部訓正君。渡部訓正君。

○8番 渡部 訓正議員 本条例を定めることの理由として、滞納繰越金なり回収困難な債権というのが書いてあるわけですが、一応、中身はどんな内容なんのでしょうか。説明をお願いします。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 8番議員さんの質問なんですけど、今現在、し尿、西部地区のし尿と火葬で総額30万9,000円ほど滞納金があります。で、中身なんですけど、し尿処理汲取りだけで26万4,000円。で、火葬が4万5,000円ほどになっております。合計30万9,000円でございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

7番、山岸国夫君。

○7番 山岸 国夫議員 この条例の第4条のところで、必要な事項は規則で定める。とあります。この規則はどのような中身で定めるようになりますか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 南会津町の施行規則に準じておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

質疑無しと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○佐藤 盛雄議長 日程第6、議案第6号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃 英樹議員 この議案に関しまして、会計年度任用職員の給与について定めが設けられてございます。前回の議会で新たな条例を設けて、ということで理解しておりますが、またこのおそらく給与改定というのにも含まれているのかなと、考えてございます。

そんな中で、一部マスコミの報道等において、これまで臨時職員でやっていた方が、定期的
に、まあ、任用の期間12月、12か月で切るということ、そして、ボーナスが得られると、こ
れにおいてはメリットかなと思うものの、年額報酬としては、給与報酬としては全体として減
ってしまうのではないかとということでずっと危惧しておりました。

この当組合においては、どのような規則を設けられですね、全体としては臨時職員だった時代
から会計年度職員、任用職員になったときに職員が不利になるような内容になってないか確認
したいと思います。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 1番議員さんにお答えをいたします。

給与改正につきましては、まだ町の方も規則、出来ておりませんので、それと合わせながら、
あの、給与改定したいと思います。で、あと、臨時職員と会計年度職員はうちら方は会計年度
職員の方が収入あるかなと、まあ、簡単に計算した。という形でございます。です。

で、一応あの、またあの県の方でもそのどういう金額になってるつつうのはまだ、ちょっと、
うちら方でまだ入ってきておりませんので、正確な金額ってのは、まあ大体これくらいですよ
というだけできてるだけで、まあそれを準じて構成町さんと話しながら給料はいきたいと思
いますのでご理解いただきたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃 英樹議員 まあやはり大きな制度改正で、まあ運用の部分と理念の部分でなか
なか食い違ってしまう、相反する部分がございます、財源に対してやっぱり難しい問題があ
るんだろうなと思います。

しかしながらですね、これ一般会計の当初予算の段階で、これおそらく補正で対応するとか
考えてらっしゃるのかと思いますが、一方でもう2月の下旬でございまして、4月から運用さ
れるであろうと想像します。その時に募集の期間が必要ですし、つまり周知ですね、その内容
について、やはり、こういった、この後の職員の分限の手続きや、とか効果、あと懲罰に関す
ることに関しても大きな役割になるということで非常にですね、まあ職種的にも給与的にも魅
力的ではあるものの、一方でこう縛りが大きくなるという部分で今までこう、割と臨時職員と
いうことで幅広く募っていた部分がある程度こう決まりができることで規制されるのかな。と
思っています。非常にその辺に関して不安を感じております。

これから各構成町村の当初予算等も定められてくるのかなと思いますが、いつの段階で募集

するのか、いつの段階で決まるのか、目安とかそういったものがございましたら明示いただければと思います。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 1番さんの再質問にお答えします。

今日、本日決議いただければ、明日からハローワークの方に一般募集をかけたいと、会計年度職員をかけたいと思っております。で、先ほど給料改定なんです、1号俸を使うみたいなんです。そのなかで計算がありまして、どっからどこつつうのはなかなか、これから構成町さんと沿いながらある程度の枠は金額入れましたので、大体これくらいであろうと、仮に月給にしたら10万から15万くらいはあろうという形ではあのハローワークの方には提示したいと思っております。中で再計算をしながら確実な金額を3月20日までは、19ぐらいかな。一応あの募集いたしますんで、それまでには必ず決定するようにいたしますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 1番、3回まででよろしく申し上げます。

○1番 大桃 英樹議員 3月20日、まあ今日出発して3月20日までには決めるということで、これまでお勤めになってらっしゃった方も当然そういう対象の範囲ではあるものの、一方でやはり、大きな制度改正においては、まあ、新たな人材を取り入れるチャンスでもあるわけですね。優秀な人材を取り入れるチャンスかもしれません。あの、そういったことを考えるとやはり、広く周知をしてよく分かっていただいた上で契約するというようなことが当然求められるわけで、まあ組合です。構成町村のそれぞれの、どれぐらいのつていうのがあるんでしょうが、やはり、こう自分たちとしてはどうなのか主体性を持った給与を考えていくというのは当然、業務によってこうなるということ、担保されて当然だと思いますので、そこはバランス考えるという部分も大事ですが、こういった職種に対してはこれくらいしっかり報酬出している業務していただくという考え方のもとで、是非進めていただきたいと思っておりますので、是非、単にバランスを取るだけではなくて、そういった理念を持ちながら進めていただきたい、また募集、周知に当たっていただきたいと希望したいと思っております。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 先ほど私あの給料の方で1、1級って言いましたが、1号です。す

みません。1級です。

○佐藤盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号 南会津地方環境衛生組合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を 改正する条例

○佐藤 盛雄議長 日程第7、議案第7号、南会津地方環境衛生組合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

なし。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



**◎議案第 8 号 南会津地方環境衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を
改正する条例**

○佐藤 盛雄議長 日程第 8、議案第 8 号、南会津地方環境衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第9号 南会津地方環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○佐藤 盛雄議長 日程第9、議案第9号、南会津地方環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第10号 令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算補正予算（第4号）

○佐藤 盛雄議長 日程第10、議案第10号、令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃 英樹議員 郡山市の災害による一般ごみの搬入における処理量ということで、今回補正が上がったものと思われ、だと解釈しております。その中で、12月13日に終了したということですが、最終的に処分量、処分料、費用ですね。受領ということでどれくらいになったのか、次の一般会計の当初予算にも須賀川市のものが今度、組み込まれるでしょうと、だろろうと思われまますので最終的にどれくらいの量だったのか伺いたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 1番議員さんにお答えいたします。

郡山のごみ。34万2,050キログラムでございます。トン6万1,000円の計算になっております。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

なし。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号 令和2年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

○佐藤 盛雄議長 日程第11、議案第11号、令和2年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

7番、山岸国夫君。

○7番 山岸 国夫議員 5点ほど質問させていただきます。

18ページ、歳出のところの款、衛生費の特定財源、その他のところで6,283万6,000円とあります。この内容について教えていただきたいと思います。

それから次のページ、19ページで歳入の組合の分担金、それぞれあります。で、この中身、見てみますと、それぞれの3町との議会総務費のところは減額になっております。一番やはり、この中でし尿処理もそれぞれ減額になっておりますが、ごみ処理費がそれぞれの3つの町でも増えております。で、このごみ処理費の増を、前年度と比較して増になってますが、この一般廃棄物、いわゆる4種類、可燃、不燃、粗大、危険とあります。で、資源ごみの方は新分別の5種類ありますけれども、この、いわゆるごみ処理費のところの超えてる中身の予算とされてる、いわゆる増額している根拠ですね。人口は減っていて、先ほどの一般質問の中でも修理費は減額になっておりますけれども、ごみ処理費についてはやっぱりこの頃増えてるんじゃないかという風に私思ってるんで、人口が減ることでこういう風に増額をされてる予算の見込みについて伺いたいと思います。

それから、23ページの総務費の17備品購入費ですが、事務用パソコン3台とあります。前年度も3台購入しておりますけれども、使用台数は環境衛生組合としてもパソコンの総台数は何台なのかお聞きしたいと思います。

それから次の24ページのところで、24の積立金の関係ですが、1,343万1000円とあります。で、平成30年度の財政調整基金では決算の年度末残高、9,800、6,057、6,571円となっております。これは、この財政調整基金とそれから剰余金積立金、この関係は今後の大規模な修繕費を見込んでの積立を毎年しているのかどうか。その計画性についてお訊ねをしたいと思います。

それから29ページの関連になりますが、これは特にあの、燃えるごみの関係ですけれども、一般の燃えるごみの搬入について、今度、全部燃えるごみの袋に入れないと、受け付けないというようになってます。以前はあの長い木材であれば一定の、こう、例えば5、60センチに切

って、焼却炉に入るような形でバラバラでも認められたんですが、その辺の経過について教えていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

総務係長、総務課長、阿部妙子君。

○阿部 妙子総務課長 7番議員さんにお答えいたします。

まずあの、特定財源につきましては、あの、総務費のあの、56万にしましては、主にあの、諸収入にあります、諸収入のざいにゅう、雑入の方です。そちらにあります共済組合助成金の25万7,000円、団体生命共済配当金が5万2,000円。職員の健康診断の個人の負担金等でございます。で、また、衛生費の6,262万4,000円は使用料、および手数料。斎場使用料、許可手数料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料が特定財源となっております。特定財源のその他の欄に印字されている金額は、使用料及び手数料となっております。

○佐藤 盛雄議長 事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 続ましてあの、分担金なんですが、前年度よりあの、南会津町さんで236万8,000円増、で、下郷町さんが、前年度より28万5,000円マイナス、で、只見町さん分担金が前年度より226万3,000円増、合計で434万6,000の金額となっております。で、その分担金のやり方なんですが、議会、総務費が国勢調査、平成27年10月1日の人口割りでございます。火葬、し尿、ごみの分担金の基数は平成30年度の一般廃棄物実態調査からの割合から持ってきたやつを基数をあげて、金額となっております。ただその、都度その都度その、あの、火葬でしたらば、火葬は少なくなったらば、その分は少なくなるという計算に全部となっておりますので、ご理解ください。

あと、そのごみ処理の一般収集の関係なんですが、昨年度の一般廃棄物協業組合さんと西部クリーンセンターさんの距離数を実績を基に予算を立てております。これはその、ごみを少なくなっても回る回数は同じでございます。で、時々あの、その仮に電話ありまして、取り残しのごみありますよっていった場合にはそこでまた戻ってきますんでその都度その都度距離数が違いますんで、その金額の差でございます。で、後その、毎年の経費、あと軽油、軽油代、にはその単価は毎年違いますんで、その単価を計算して、1年間を全部掛けております。で、あと減価償却その他諸々ありますんで、毎年金額は違います。

次にパソコンなんですが、うちら方は今現在32台あります。で、32台フル活用しております。で、毎年の大体7、7年か8年くらい、まあ使う計算でやっております。だから、余る、

来年は余るかなと今年は考えております。

それから後、20、あ、すみません。ごみ処理場の件なんです、えーとあの、平成ここ4年、まあ東部クリーンセンターは平成4年から燃えるごみは燃えないごみと全部袋に入れて、搬入するつつうことが、前から言われてたんですが、西部クリーンセンターに関しましては、以前あの、統合する前は、普通の自己搬入に関しては、普通の袋でもいいですよっていう形では取り入れた経緯はあります。だけど、やっぱりその収集に当たって、持ってくるごみは集積所に置くのも、こっちに持ってくるのも、私は同じと考えておりますので、ごみ袋、燃えないものは燃えないごみに袋に入れると、入らないものは粗大ごみとしていただきたいということでございます。あと、あの危険ごみ、プラ、それも自己搬入にいたしましてはやはりその袋を購入していただいて、自己搬入していただきたいということで、皆さんにあの、周知をしておりますので、ご理解ください。

以上でございます。

〔「24ページの積立金」と言う者あり〕

○佐藤 盛雄議長 はい。総務係長、課長、阿部妙子君。

○阿部 妙子総務課長 はい、あの答弁いたします。

24ページの積立金の財政調整、剰余金の積立金、昨年500万だったのが、1,343万1,000だというお質しだと思っておりますけども、その件はあの、先ほどの補正予算で、予備費にあの2,686万1,000円があつた、補正予算で組まれてたんですけども、その分の、こちらがあつた、本年、令和2年度の方の当初予算の方の繰越金になります。繰越金の方になりまして、この半分を財政調整基金利子の方の積立いたしますので、令和2年度の、積立金が、剰余金の積立金が1,343万1,000円となりました。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 7番、山岸国夫君。

○7番 山岸 国夫議員 それでは、それぞれ答弁いただきました。で、再質問のところ、今は総務費の私はこちら、財政調整基金、先ほど確かにあの、予備費の繰越金の2分の1を積み立てたということなんですけれども、まあ、前年度は500万の積立でした確かに、それでこう30年度の上乗せの金額も先ほどお示ししましたけれども、これはいわゆる、今後の将来にわたって、大規模な修繕なんかある場合に備えて、計画的に積立をしていくのかどうかということ、を主題に質問したんですが、金額の説明を、すみません、これは計画性をもって毎年積立をするのかどうか。そこを伺いたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 計画的に一応あの、積立しておりますが、今回あの郡山さんのごみが入ってきましたのでそれを剰余金の方に積立いたしました。

で、あの、またあの将来的に大規模な修繕等があるかと思われま。今現在は順調に進んでおりますが、あと来年はまたあのその須賀川さんのごみが入りますんで、それはそれなりにまたあの半分積立て、構成町さんと話をして、どのようにしたいかは、進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○佐藤盛雄議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

令和2年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。大変ご苦労様ございました。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員